

工事請負契約書の一部改正について（改正の概要）

1 施行日について

令和8年4月1日以降に契約を締結する工事から適用

2 主な改正内容について

(1) 他機関が発注した工事との調整規定の創設について

受注者の施工する工事と他機関の発注工事が施工上密接に関連する場合、施工の安全性確保および工程の円滑な進捗を図るため、発注者は他機関との調整を行うものとし、受注者は発注者の調整に従い、円滑な施工に協力しなければいけないこととした。

（第2条関係）

(2) 協議不調等の場合における不利益取扱いの禁止に関する規定の創設について

請負代金額の変更等について、受発注者間の協議が整わなかったこと等をもって不利益な取扱いをしてはならないことを明確化した。

（第24条、第25条、第26条関係）

(3) 前払金の使途に関する規定の見直しについて

前払金について、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に充てることを可能とする特例について、令和7年度から恒久化されたことを踏まえ、前払金の使途に関する規定の見直しを行った。

（第35条、第37条関係）

以上